

成長戦略会議 配布資料

●2050年カーボンニュートラル宣言を具体化するためにこれから必要なこと

1. 省庁を横断した「規制の総点検」が重要だが、資料ではその発想が欠けており、経産省ができること、各省庁が現時点でやろうと思っていることの列挙にとどまっており、目標達成を踏まえた施策群となっていないのではないかと。

2. CO₂の部門別排出割合では、電力のゼロエミッション化がキモ。産業のCO₂排出については一定程度は回避が困難（例：鉄鋼生産）。運輸の電力化を進めても、電力がゼロエミッションでなければ効果は限定的。水素利用の技術を進めても、水素を作る際のCO₂排出が多ければ意味がない。

3. 「規模感」の議論が欠けている。

例) 2050年までに提示されている洋上風力建設の夢のプラン(45GW)が実現したとして、エネルギーミックスに置きなおすと風力10%、水力が10%以下として、再エネの残りの30%~40%、もし風力が予定通り実現しなければ最大45%程度を太陽光発電と蓄電池の組み合わせで賄うのが現実的な解であるものの(現時点で地熱やバイオマス発電は十分な規模を想定し得ない)、その目標や工程表は示されていない。

例) DBJの特定投資業務の一環としての「グリーン投資促進ファンド」800億円の事業規模は、1MWあたり2~3億の投資額と想定して、300MW程度の規模の投資でしかない(日本の太陽光発電の2030年エネルギーミックスでの想定規模は64GW=64,000MW)。

例) エネルギーミックスの50%前後を再エネに置き換える投資、融資の規模感を把握する必要がある。3大メガバンクの環境融資目標、約30兆円は非化石燃料関連全体に向けられたものであって、それがすべて再エネに向けられるわけではない。

→規模感から言って、地域金融機関も融資できるような環境を整備する必要。地域金融機関でもリスク評価が可能(例：売上が固定価格に基づいており将来予測が容易)であること、荒廃農地を最大限活用するなど地域に根差して分散型開発が可能であること等。規模感の達成を全体とした十分な検討がなされていない。

4. 具体的な目標達成のための現実的工程表が欠けている。

例) 2030年までに洋上風力10GW(一基5MW) →2000基、2050年までに45GWとして、→9000基どこに建てるのか? 可能なのか? そのために必要な手は打っているのか?

*すでに政府は600億円の浮体式洋上風力発電プロジェクトに失敗し、50億円かけて撤去する(=50億円でも売れなかった)ことが明らかにされている。国民は当然実現可能な計画を求めるだろう。

5. 再エネのエネルギーとしての特徴は、分散型の電源として地産地消が可能であることであり、「幅広い業者が実施可能」な汎用技術に基づき、「幅広い地域金融機関もできる再エネファイナンス」を通じて全国に広げることの重要性に目を向けるべき。

● 「規制の総点検」に関する具体的な業界の要望として出てきているもの

1. FITの入札制度において、長期価格目標と整合性を取る形で下限を設定

根拠法令等「入札対象として指定をする再生可能エネルギー発電設備の区分等における入札の実施に関する指針」

現状、事業者は全く収入水準の確約がない困難な状態で事業計画を進めなければならないため、太陽光発電については応札が進まず導入目標水準を大きく下回っている。今後の入札にあたっては長期価格目標と整合性を取る形で下限価格を設定して最低限の収支を見通せるようにすべき。

2. FIT制度における太陽光発電設備の20%以上の出力減少に伴う調達価格下落ペナルティの撤廃

根拠法令等「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法の規定に基づき調達価格等を定める件」

2016年7月31日以前に接続契約を締結した太陽光発電FIT案件は、運転開始前に当初計画から出力を20%以上減少させた場合調達価格が減少するペナルティがある。一部では調達価格を維持するために、経済効率を無視して本来の適正な水準を超えて当初計画の80%以上のパネルを敷き詰める案件が出てきている。規制の目的は不明で、結果的に国民負担の増加につながり、事業者にとっても有益ではない。接続地点が変わらない限りは、太陽光発電事業の出力減少は全面的にペナルティなしで認めるべき。

3. FIT制度における（運転開始期限超過後案件の）パネル変更に伴う調達価格下落ペナルティの撤廃

根拠法令等「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法の規定に基づき調達価格等を定める件」

現状、2016年7月31日以前に接続契約を締結した太陽光発電FIT案件は、当初計画から太陽電池パネルのメーカーを変更することは原則として認められていない。このため、メーカーは調達先変更を恐れないうで済むため、一部海外メーカーが日本の事業者に対して足元を見て旧モデルの高価格設定や納期を軽視した取引条件を強いる事例が多々存在。サプライチェーンリスクを軽減するためのパネル変更ならば、2016年7月31日以前に接続契約を締結した案件であっても調達価格は維持されるようにすべき。

4. FIT制度における太陽光発電設備におけるリユースパネル利用枠の創設

根拠法令等「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則」

2019年から住宅太陽光発電でFIT期間を満了する案件がでてきている。今後太陽光発電の低コストのリユース市場を急ピッチで立ち上げていく必要がある。メーカー保証が難しいリユースパネルを使用した太陽光発電市場の立ち上げを市場に任せると慎重にならざるを得ず、相当な時間を要する。そのため、FITにおいてリユースパネルを用いた発電所を支援する区分を設け、太陽光パネルのリユースを促進してほしいとの声があった。

5. 地域社会との共生に関するモデル条例の提示

現状各地方自治体でバラバラに再エネ発電設備と地域社会との共生に関する条例が制定されている。各地方自治体で必要とされる地域社会との同意に関する範囲、プロセス、レベルがあいまいかつ異なっ

おり、事業者が困惑する事態が生じている。参考となるような標準的なモデル条例を政府として策定してほしいとの要望が寄せられている。

6. 事業者に対する地域社会との共生に関する詳細ガイドラインの策定及び発電事業者と近隣地権者等との裁判外紛争解決機関（ADR）の設置

近年再エネ発電事業者と近隣住人のトラブルが近年増えており、各省庁で規制やガイドラインの整備が進められ、事業者側のコンプライアンス意識も高まっている。他方で再エネ発電設備の建設計画を奇貨として多額の金銭を要求し、発電所近隣の土地を占拠して建設を妨害するなどの、悪質な圧力団体も多数存在しており、事業者側が対処に苦慮する事例も多くある。こうした事案に関して、紛争解決が円滑に進むよう、政府として再エネ発電設備建設における地域社会との共生プロセスに関するガイドラインを策定し、合わせて調停機能を有する裁判外紛争解決機関を整備してほしいとの要望が出ている。

7. 一定まで開発が進んだ案件に対する改正 FIT 法施行に伴う認定失効に対する猶予措置

根拠法令等「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（未施行）」

2022年4月に施行が予定されている改正 FIT 法では、運転開始期限を超過した再エネ発電設備に関しては、2022年4月までに工事計画が提出されていなければ、当該発電設備に関わる事業計画の認定は、未稼働案件が抑えている系統接続枠を解放するために失効するとされている。他方、一定まで開発プロセスが進んだ案件で無理をして期限までに工事計画を間に合わせようとすると、かえって地域社会との共生が損なわれトラブルが生じる可能性もある。農地転用、林地開発等の許認可取得が一定程度まで進んでおり、近隣地域との調整中の案件に関しては、2022年4月時点で電気事業法に基づく工事計画が提出されていなくても、認定失効に一定の猶予期限を設けるべきではないか。

8. 東北東京連系線における特定負担による増強枠（385万kW）分に関しては、広域メリットオーダーの対象とせずに風力発電等の再エネ優先枠として活用

根拠法令等「送配電等業務指針」

東北東京連系線の拡充にあたっては、電源募集プロセスが行われ、これに多数の洋上風力発電事業者が応募し、一部費用が特定負担で手当てされることが決まった。他方連系線の拡充枠は、広域メリットオーダーの導入により洋上風力発電事業者の優先利用が保証されない方向で検討が進んでいる。これにより、洋上風力発電設備の収益性が見通しが立ちにくくなり、応募事業者の辞退が続いている。連系線の拡充枠は、洋上風力発電の優先枠として運用すべきとの要望が出ている。

9. 耕作放棄地を利用した太陽光発電設備に関する農地転用権限の柔軟化及び都道府県知事への権限委譲

根拠法令等「農地法」

現状の「ソーラーシェアリング」の許可条件は農業と太陽光発電事業の双方にとって困難な条件を課しており、結果として耕作が容易なレアな品目ばかりが選ばれ、資源配分を歪めている。したがってソーラーシェアリングよりも、耕作放棄地自体は農地転用を進めて太陽光発電事業を行い、他方で都道府県知事の確かな関与/監督の下で代替地を確保し農業を行う義務を事業者にも課し、仕組みを構築したほうが、再エネの普及および農地開発双方にとって望ましい。代替地となる農地を開発すること等を条件に農地

転用を認める制度を創設し、都道府県知事を許可権限者とすべき。

10. ゴルフ場跡地利用における環境アセスの簡易化

根拠法令等「環境影響評価法」

一度開発されたゴルフ場の跡地を利用した太陽光発電の事業計画に関しては、環境アセスメントを免除または簡易化すべき。太陽光発電とゴルフ場設備の差異に絞った簡易な環境アセスメントの実施や手続きの免除/省略を認めるべき。

11. FIT 太陽光発電設備に蓄電池を利用したピークシフト売電をする場合の調達価格の扱いについて 根拠法令等「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法の規定に基づき調達価格等を定める件」

現状 FIT 制度を利用した太陽光発電設備においては、事後的に設備に蓄電池を追加すると、調達価格が低下するペナルティがある。他方、一部地域では潮流調整を目的とした出力制御等の系統事情により、太陽光発電設備の発電時間帯に売電がほとんどできず、長期の赤字操業を余儀なくされている発電所がある。こうした設備に関しては、調達価格の変更なしに事後的に蓄電池を追加することを認めることで、太陽光発電設備のピークシフト売電を可能にして、発電収支及び系統の安定に寄与できるようにすべきである。事後的に蓄電池を追加してピークシフト売電をする場合でも調達価格が維持されるようにする。

12. FIT 太陽光発電設備における系統連系工事着工申込届提出後の土地の追加・飛び地の利用について 根拠法令等「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法の規定に基づき調達価格等を定める件」

FIT 利用の太陽光発電設備においては、系統連系工事着工申込届提出後は一切の土地の追加が認められていない。だが実務上は工事を進めていく中で、近隣住民から要望される等の事情で工事計画に変更をしたほうが地域社会との共生の観点から好ましい例が多数ある。系統連系工事着工申込届提出後も、土地の追加・変更については、調達価格の引き下げを伴わずに認めるようにする。